

SEINENHORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N°602
2021・4・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

大阪支部特集

- 一人ひとりのコミュニケーションの力を実感—大阪での都構想住民投票と今後…………… 中平 史
- 日本の原発訴訟の流れを変える大飯原発大阪地裁判決…………… 武村二三夫
- 優生手術の規定は違憲!! しかし請求は認めず!…………… 辻川圭乃
- 旧優生保護法強制不妊手術被害国賠訴訟大阪地裁判決
- 東大阪セブン-イレブン事件にご支援・ご協力を!…………… 加蒔 匠
- 悪質水道工事被害対策弁護団の結成…………… 相原健吾
- (大阪・兵庫県・京都支部) 三支部合同例会の報告…………… 岡田康平
- 福島原発事故の被害は今も続いている…………… 崔 信義
- 何のための2022年・六ヶ所再処理工場稼働か…………… 加部歩人
- 今立ち止まり、核燃料サイクル政策の見直しを
- 原発被害者救済に向けて国の責任を問う三つの高裁判決の考察…………… 中野直樹
- シリーズ 憲法を知るための12作品**
- 毎日新聞取材班著『強制不妊 旧優生保護法を問う』…………… 浅野ひとみ
- 【議長ひとくちトーク】「家事分担のススメ」…………… 上野 格
- 【シリーズ全国リレー・新潟】新潟支部の会員の取り組み…………… 加賀谷達郎



横浜公園・春らんまん

大阪支部特集

「人ひとりのコミュニケーションの力を実感」 —大阪での都構想住民投票と今後

大阪 中平 史



シを作って配布したり、できることを実施してきました。一見バラバラに、でもできることを少しずつ取り組んでいったのがかえって良かったのかもしれません。

そ

うこうしているうちに、だんだんと世論調査の結果が動き始め、反対派支持率が徐々に向上きに転じてきたのです。

おそらくそのような市民の動き、世論調査の動向が後押しをしたのではないかと思います。最終盤になって、大阪市財政局の「大阪市四分割でコストが二八億円もかかる」とのそれまでは隠されていた試算が毎日新聞によって暴露報道されました。

住民投票前日の土曜日、事務所から近所の天神橋筋商店街などにブチデモに出かけました。反対の投票を呼び掛ける大きな幟を掲げて歩いていると三〇代くらいの女性が近づいてきて「反対の方ですか。チラシがあつたらもらえませんか。」と声を掛けてくれるなど明らかに街の雰囲気違ってきていることを実感しました。

大阪市は市の広報紙まで使って「賛成」情報ばかりを流していました。テレビでも「都構想はバラ色」の情報しか入ってきません。そんな中、賢

二

〇二〇年一月一日、コロナ禍の真っ最中に、大阪市では、維新の会の松井一郎大阪市長と吉村洋文大阪府知事によって二度目のいわゆる都構想住民投票が強行されました。

大阪のマスコミは、こぞって吉本興業の芸人さんなどを総動員して、あたかも「都構想」が既成事実かのような報道がなされ、事前の九月初めの頃の世論調査でも賛成四八％・反対三四％でした。関心の高い人々の間では、「都構想」とは名ばかりで、住民投票で賛成多数となっても「大阪都」ができるわけではなく、大阪市が廃止されて四つの特別区に再編され、従来の政令指定都市としての権限を奪われ、住民サービスは根こそぎ低下すると危機感を持って捉えられていたものの、敗色モードを払

しょくできないでいました。おまけに、前回（二〇一五年五月）の住民投票の際と異なり、公明党が賛成に回り、反対する自民党、共産党など政党や諸団体もバラバラに動いているのが実情でした。

それでも、このまま見過ごしてしまうことができないと行動した市民があちこちでたくさんいたと思われまます。私の所属する法律事務所でも「とにかくできそうなことから始めよう」と反対の投票を呼び掛けるハガキを作って依頼者の皆さまに発送するなどの取り組みを始めました。

反対の諸団体も、前回のようにな大きな反対集会などはコロナ禍の影響もあり実施できませんでしたが、それぞれ創意工夫を凝らして、大きな幟を作ったり、SNSを活用したり、多種多様のチラ

明なことに市民の皆さまは、自分たちでいろいろな情報を集めてしっかりと判断して行動しなければ、たいへんなことになってしまうのかもしれないと敏感に感じ取っていたと思います。

住民投票では、反対得票率五〇・六三%で大阪市廃止・特別区設置は否決されました。

マスコミを総動員して繰り返し広げられた都構想キヤンペーンに対して、私たち市民一人一人の小さなコミュニケーションの力が上回ることができました。手作りのピラや横断幕などを大阪市内のいろ

いろなところで見かけました。表現の自由の大切さを実感した住民投票でもありました。

ところが、大阪維新の会は、この住民投票結果を無視し、「広域行政二元化」条例を大阪府議会、大阪市議会に提出し公明党が賛成したため三月下旬に成立、四月一日から施行されました。

大阪府から大阪府への「事務委託」の形で大阪市の権限を大阪府へ移譲させるものです。大阪市は存続しています。今後は大阪市としての民主主義を充実させ、府政・市政をコントロールする取り

日本の原発訴訟の流れを変える 大飯原発大阪地裁判決

大阪 武村三三夫

1 はじめに

二〇二〇年二月四日大阪地方裁判所による関西電力大飯原子力発電所の設置許可取消判決は、すでに前々号で谷次郎弁護士が紹介している。そこで本稿では、「経験式が有するばらつき」の考慮

をめぐる双方のやりとりと裁判所の判断を中心に紹介する。

2 福島原発事故と審査基準の厳格化

アメリカのスリーマイル島事故、ソ連のチェルノブイリ事故にもかかわらず、日本では原子炉炉

組みが一層重要となりそうです。

政治の過程は、とても複雑怪奇で、理解すること、理解したことを分かりやすく伝えることは非常に難しいと感じます。あたりにはフェイクニュースがあふれています。真実を見極めることもとても難しい。それでもやはり、一人一人にできる方法で、小さなコミュニケーションを拡げて行きたいと思っています。その際、日本国憲法の視点を持つていられることはとても重要ではないかと思うのです。

心溶融という過酷事故は起こらないのだ、という安全神話がまかりとおっていた。しかし、二〇一一年三月の福島原発事故で、三基の原子炉で同時に炉心溶融が発生し、この安全神話は打ち砕かれた。原子力発電は廃止すべきという声も大きかったが、過酷事故を重大事故と定義し、重大事故対策と津波対策を二本の柱として安全審査基準の見直しをなされ、原子力発電は維持された。

3 経験式のもつばらつき」の考慮

地震規模の予測をするとき、例えば入倉・三宅式という経験式を用いて断層面積から地震規模を算出する。多くの過去の地震データから断層面積と地震規模の関係を示す経験式を導き出すが、経験式で求められる地震規模はあくまで平均値であ

る。実際の地震の規模はそれより大きいこともある。小さいこともある。地震に対する安全性の観点からすれば、平均値より大きい規模の地震が起きることを考慮する必要がある。二〇一三年六月原子力規制委員会の制定した地震動審査ガイドは、「経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある」とのばらつき条項を規定している。つまり、経験式が示す平均値としての地震規模よりも大きい規模の地震がおきることを想定せよ、とするものである。

しかしながら、原発の設置許可申請において、原発設置者である各電力会社は、この「経験式が有するばらつき」の考慮」の規定を無視してきた。基準地震動の算定に当たって経験式が示す平均値をそのまま用いたのである。申請を審査する原子力規制委員会もなぜかそれを容認してきた。

前記大阪地裁での訴訟において、被告国は、前記のばらつき条項について「平均値とデータとの間の乖離の度合いを踏まえて、当該経験式を適用することの適否について十分検討する必要があること」を示したものと主張した。しかし、経験式の適用範囲は、地震規模によって定められることとされており、「平均値とデータとの間の乖離」とは全く関係がない。

4 裁判所の勧告と国の詐術的対応

裁判所は、原告の主張に理があるとして、国に對して、地震規模について標準偏差を加えた場合の大飯原発の基準地震動を算出するように指示した。問題となる竹木場断層については従前基準地震動が八五六ガルとされており、これに標準偏差の上乗せをすれば、二五〇ガルになるはずであった。

これに對しては、国は、経験式の示す平均値に對して上乗せはすべきではないという従前の主張をくり返したうえで、上乗せの計算については、基準地震動を六〇六ガルとしてこれに標準偏差を加えて八一〇ガルとなるとの計算を示した。基準地震動八五六ガルとなる従前の計算法は、二〇〇七年の新潟県中越沖地震の知見を反映して短周期レベルを一・五倍しているが、「経験式の有するばらつき」の考慮」をして平均値の上乗せをするならば、この短周期レベルの一・五倍はすべきではない、とするのである。しかし、この短周期レベルの一・五倍は、「経験式の有するばらつき」の考慮」とは何の関係もない。国もそれまでの地震動ガイドのばらつき条項の解釈をめぐる度重なるやり取りの中で、この新潟県中越沖地震の知見を反映した短周期レベル一・五倍問題について触れたことはなかった。

5 判決と今後

判決は、ばらつき条項に関しては、実際に発生する地震の地震モーメントが平均より大きい方向で乖離する可能性を考慮して地震モーメントを設定するのが相当であると、本件全証拠によって、本件申請における基準地震動の策定について原子力規制委員会の調査審議及び判断過程において経験式が有するばらつきについて検討した形跡はなく、また地震モーメント以外のパラメータの設定にあたり、地震モーメントを設定するのと同視し得るような考慮がされたかという観点からの検討がなされた形跡もない、とした。そして、原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程に看過しがたい過誤、欠落があると認められるから、原子力規制委員会の判断に不合理な点があるものとして、その判断に基づく本件処分は違法である、とした。

本判決は、一九九二年の最高裁伊方原発判決で示された判断基準に忠実に従っており、原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程に看過しがたい過誤、欠落がある、と認定した。地震動審査ガイドのばらつき条項については、被告国は、まったく見当違いな解釈を展開してきた。従って本件申請について、このばらつき条項に従って調査審議及び判断をしたとは到底いえないことになる。

国は控訴したが、我々は控訴審でも一審の判断は維持されると確信するゆえんである。
現在、日本全国で多くの原発訴訟が係属している。被告国の主張からすればそのいずれの設置許

可についても地震動審査ガイドのばらつき条項による審議はなされていないことになる。また基準地震動について、経験式から導かれる地震規模に標準偏差を加えた値については、ほとんどすべて

の原発においてその安全性が確認されていないと聞く。この大阪地裁判決の論理は、日本の原発訴訟の流れを大きく変えることができることになる。

優生手術の規定は違憲!! しかし請求は認めず!

— 旧優生保護法強制不妊手術被害国賠訴訟大阪地裁判決

大阪 辻川 圭乃

一 大阪地裁判決

(1) 違憲判決

二〇二〇年二月三〇日、大阪地方裁判所で、旧優生保護法のもとでの強制不妊手術の被害にあった女性と夫婦の計三名を原告とする国家賠償請求訴訟の判決があった。同判決は、後天性の知的障害のある女性が旧優生保護法二二条に基づき、聴覚障害のある女性が同法四条に基づき強制不妊手術(優生手術)をされた事実を認定したうえで、旧優生保護法四条ないし二三条(以下「本件各規定」)は、その内容に照らし、明らかに

憲法二三条、一四条一項に違反して違憲であると断じた。

違憲とした理由として、まず、「本件各規定の立法目的は、専ら優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するといふものであるが、これは、特定の障害ないし疾患を有する者を一律に『不良』であると断定するものであって、それ自体極めて非人道的かつ差別的であるといわざるを得ない。」として「本件各規定の立法目的に合理性がないことは明らかである。」とした。

加えて、「優生手術の術式として実施される卵管の結さつ・切断等は、それ自体身体への強度の

侵襲であるといえる上、生命ないし身体に対する危険を伴うとともに、生殖能力の喪失という重大で元に戻らない結果をもたらすものであるから、このような手術を受けるか否かは、本来、当該手術を受ける者の自由な意思決定に委ねられるべきである。それにもかかわらず、優生手術の実施に当たり、本人の同意を得ることを要しないとす本件各規定には、手段としての合理性もおよそ認めることができない。」とした。

そして、「このように特定の障害等を有する者に対して優生手術を受けることを強制する本件各規定は、子を産み育てるか否かについて意思決定をする自由及び意思に反して身体への侵襲を受けない自由を明らかに侵害するとともに、特定の障害等を有する者に対して合理的な根拠のない差別的取り扱いをするものである。」としている。

極めて妥当な判断であると思われる。

(2) 不当判決

ところが、判決は、「国会議員による違法な立法行為を原因として、原告らに対して優生手術が実施され、原告らは損害を被ったのである。した

がって、原告らは、被告に対し、国家賠償法一条一項に基づく損害賠償請求権を取得したが、原告らが本件訴訟を提起したのは、優生手術の実施から二〇年以上が経過しているため、「原告らの取得した各損害賠償請求権は、除斥期間の経過により、いずれも法律上当然に消滅したことになる。」として、原告らの請求を棄却した。

極めて不当な判決である。

(3) 除斥期間の壁

そもそも、原告らは、それぞれが抱える障害のために、司法へのアクセスが阻害され、訴訟を提起することが不可能又は著しく困難であった。それなのに除斥期間だけが進行して、二〇年経過したから損害賠償請求権が消滅するのはあまりにも不合理である。不法行為の時から除斥期間の進行を認めると被害者にとって著しく酷であり、加害者としても、自己の行為により生じ得る損害の性質からみて、不法行為の時から相当の期間が経過した後には、被害者から損害賠償の請求を受けることがあることを予期すべきと評価される場合には、除斥期間の起算点を不法行為の時以外の時点とすべきである。よって、本件の場合、除斥期間が進行するのは、早くとも、厚生労働大臣が国会で優生保護法被害の問題を認めた平成一六年（二〇〇四年）三月二十四日からである。

しかし、判決は、優生手術が実施されて原告ら

に具体的な損害が発生した時をもって、除斥期間の起算点である「不法行為の時」とみることが相当であるとして、優生手術がなされた時を起算点とした。

また、原告らは、原告らが訴訟を提起することが不可能又は著しく困難であった要因として、障害者による司法アクセスに対する制約が除去されなかったことや旧優生保護法の制定により社会的差別や偏見が強化・増幅されたことがあったところ、これらはいずれも被告によって作出されたものであること、除斥期間の制度趣旨は、本件のように国家が重大な人権侵害を行った場合において、被害者である原告らの犠牲の下、加害者である被告の利益を保護することを許容する趣旨ではないことなどを指摘し、本件に除斥期間の規定を適用すれば、正義・公平に反する結果となることは明らかであるから、除斥期間の適用は制限されるべきと主張した。

しかしながら、判決は適用除外の主張も認めようとしなかった。

二 大阪判決の意義と今後の展望

旧優生保護法被害に関する裁判については、大阪地裁判決の前に、仙台地裁と東京地裁で判決が出されていた。仙台地裁判決では、旧優生保護法の規定はリプロダクティブ・ライツ（性と生殖に

関する権利）を侵害するもので、憲法二三条に違反し、無効であるとの判断がなされた。その後の東京地裁判決でも、優生手術は憲法二三条で保障された原告の自由を侵害するものとされた。大阪地裁判決では、旧優生保護法の規定は、憲法二三条のみならず、一四条一項にも違反する「極めて非人道的かつ差別的」な法律であると認定したことに大きな意義があったといえよう。

また、大阪地裁判決は、原告らが長期にわたる訴訟を提起できなかった背景には、優生手術の対象となった障害者に対する社会的な差別や偏見の影響があったことや知的障害や聴覚障害を有する原告らには、健常者と比較すると、司法アクセスに対する一定の制約があったことを認め、更に、旧優生保護法の制定がそうした差別や偏見を助長したことも否定はできないと認定した。このことは旧優生保護法下で障害のある人が置かれていた過酷な状態に一定の理解をしようとしたといえる側面もある。

ただ、そうであるならば、更に一歩踏み込んで、原告らの請求を認容して然るべきであった。

当然ながら、司法手続きは、障害の有無にかかわらず等しく適用されるべきである。ところが、障害があることを前提としないで作られた規定を機械的に適用することで、障害のある人が著しく不均衡を被るとしたら、それは是正されなければならない

ならない。民法七二四条後段の規定が作られた時には、障害があることで司法にアクセスすることが阻害され、何十年にわたって訴訟提起できない

ことがあるなどということは、まったく想定されていなかった。大阪高裁の裁判官には、民法七二四条が障害のある人のことを前提としない条文で

あることを認識し、知的障害や聴覚障害のある人の特性に配慮して、除斥期間の適用について柔軟な解釈を取ることを期待したい。

約解除の有効性です。

本部は、①松本さんの「異常な顧客対応」、②松本さんによるツイッターを使った「本部及び経営陣に対する誹謗中傷」が加盟店契約に違反するため契約上の解除事由に該当し、加盟店契約の継続が困難な程度まで信頼関係が破壊されたと主張しています。特に主張①「異常な顧客対応」について、本件店舗に寄せられていた苦情の問題が大問題であったかのように主張し、苦情に関する大量の書証を提出しています。

(2) しかし、本件事案を時系列に沿って整理すると、解除事由①は、本部が松本さんとの契約を解除するための口実にすぎないことは明らかです。すなわち、松本さんが経営を開始した二〇二二年から深刻な人手不足を理由に本部の反対を押し切って時短営業に踏み切った二〇一九年二月一日までの約七年間において、本部が松本さんの顧客対応や寄せられていた苦情について契約解除を示唆したり強く指導したりすることは一度もなく、それどころか現場対応の苦勞に理解を示すことが多々ありました。

ところが、松本さんが二〇一九年二月一日に人

東大阪セブンイレブン事件にご支援・ご協力を！



一 はじめに

本件は、セブンイレブン本部が、時短営業に踏み切ったり、元旦休業を予告するなど、コンビニオーナーの窮状をマスコミを通して世論に訴える取り組みをしていたセブンイレブン東大阪南上小阪店(以下、「本件店舗」といいます)オーナーの松本実敏さんとの間の加盟店基本契約(以下、「加盟店契約」といいます)を、二〇一九年二月三一日付で解除したことで発生した事件です。

セブンイレブン本部は、二〇二〇年一月十七日、松本さんに対して、加盟店契約の解除が有効であることを前提に、店舗及び土地の引渡し、

加盟店契約解除の約定損害賠償額約一四五〇万円の支払い、店舗が引き渡されないことによる損害の支払いを求めて大阪地裁に提訴しました。これに対し、松本さんは、二〇二〇年二月二二日、セブンイレブン本部に対して、加盟店契約の解除は無効であるとして、加盟店契約上の当事者としての地位の確認、取引拒絶の排除等を、取引拒絶による逸失利益の支払いを求めて大阪地裁に提訴しました。現在、両事件は併合審理されています。

二 訴訟の争点、事案の概要

(1) 本件訴訟の争点は、本部による加盟店契

手不足を理由に時短営業に踏み切ると、本部はこれまでの態度を一変させ、時短営業を理由に契約解除を示唆する通知を行いました。また、突然、松本さんの顧客対応についても問題視し始め、是正を求めました。

時短営業を理由とする契約解除については、この問題が大きく報道され、契約解除を主張する本部への批判が強まった結果、同年三月一日に撤回されました。

その後、本部は、松本さんとの間で引き続き日曜営業や加盟店契約の見直しについて協議を重ねていたのですが、その裏では、本件店舗への苦情に着目して、本件店舗を隠し撮りするなど内密に証拠集めを重ねていました。

二〇一九年一〇月二八日、松本さんは二〇二〇年一月一日を休業したいとの意向を公表し、元旦休業を後押しする世論が形成され、本件店舗の動向について注目が集まっていました。

そんな中、本部は、二月二〇日になって突然これまで内密に集めてきた証拠をつきつけ、「二〇日以内に破綻した信頼関係を回復する所用の措置を取ることを催告し、措置を執らなかつた場合には同年二月三日をもって解除すると通告しました。松本さんは、わずか一〇日間の催告期間は短すぎると延長を求めましたが、「契約書に書いてある」二本槍で聞く耳を持ちませんでした。松

本さんは、ツイッターアカウントを削除し、顧客対応を改める旨の誓約書を提出するなど信頼関係回復のために努力しましたが、相手にして貰えず、そのまま契約の解除が強行されてしまいました。

本件店舗への苦情があれば、その度に松本さんに伝え、苦情が出ないよう改善を求めるのが筋です。それをせず内密に証拠集めをしていたのは、世論に訴える形でコンビニオーナーの権利を擁護する取り組みをしていた松本さんとの契約を解除するための口実が必要であったからと考えるのが自然です。また、短すぎる催告期間を設定して年末までの解除に固執したのは、何としても元旦休業は阻止したいという考えが背景にあったものと思われまます。

(3) また、解除事由②松本さんのツイッター投稿について、確かに松本さんはセブニーイレブン本部を批判するツイッター投稿をしていましたが、これは世論の支持を背景にしなければ本部と対等に交渉することはできないと判断してやむをえず行つたものにすぎません。実際に、松本さんが時短営業に踏み切り、コンビニオーナーの過酷な労働実態を世論に訴え、社会問題となったことで、コンビニ各社は脱二四時間営業を認めるなどの改革に乗り出しました。加えて、本件店舗をめぐる以上のような経過・交渉過程に鑑みれば、松本さんのツイッター投稿は、『セブニーイレブン』

を加盟店と共存共栄できるよりよい体制にするために、批判の自由の範囲内で行つたものにすぎず、誹謗中傷にあたるものではありません。

(4) 今後の裁判では、以上のような経過でなされた契約解除には理由がなく、優越的地位の濫用にもあたり無効であることを主張立証していく所存です。

三 松本さんだけでなく全国の コンビニオーナーの問題です！

本件は、松本さんの店舗だけの問題ではなく、コンビニ会計問題や人員不足問題に悩み、長時間労働を強いられている全国のコンビニオーナーに共通する問題です。コンビニオーナーの権利擁護・働き方の改善のために声を上げた松本さんが弾圧されるようなことはあってはなりません。

ぜひ、松本さんの裁判にご支援・ご協力をお願いいたします。「セブニーイレブン松本さんを支援する会」も発足されましたので、関心のある方はHPもご覧下さい。

(弁護団は、大川真郎、坂本団、西念京祐、喜田崇之、加莉臣)

悪質水道工事被害対策弁護団の結成

兵庫県 相原 健吾

1 事案の概要

近年、トイレの詰まりやお風呂場や台所や床下の漏水などで、スマホ検索でてきた業者の広告や、郵便受けに投函されたマグネット広告を見てフリーダイヤルに電話し、派遣されてきた業者に見てもらったところ、実際は不要な施工を受けたり、材料費・工賃から考えて法外に高額な料金を提示されて請求をされたりする事例が全国的に増えている。特に兵庫県内での被害報告は多く、二〇一九年度における、水回りの工事に関する相談は四〇〇件を超え、四年連続でワースト一位となっていた。被害金額は、数十万のものもあるが、中には一〇〇万円以上の高額請求された事案もある。

事業者の対応は、見積書も出さずに高額の契約を締結させる、消費者がクーリング・オフを主張

するとこれを妨害するなど、非常に悪質なものが多。しかしながら、トイレの詰まりや水道の漏水などのトラブルは突然起こるので、相見積もりなどをする余裕もない状態であることを見越して法外な料金を提示されたり、不要な工事を進められたりし、高額な料金の請求を受けても支払ってしまうことが多く、泣き寝入りのケースが多い。また、本来、水道工事の修理代は数万程度にすぎないケースがほとんどであるが、相場のわからない消費者は、だまされていることにすら気づかないことも多い。

兵庫県内でトラブルとなった業者はいくつかあるが、同種の契約書を用いているので、特定水道会社とその系列会社とみられている。事業者がクーリング・オフに応じないため、実際に、訴訟に発展しているケースも一〇件以上、存在する。

なお、特定商取引法違反の疑いで水道工事業者

の代表ら三人を逮捕するなど、各種報道後は、警察も厳しく対応しているようであるが被害は後を絶たない。

2 法的問題

本件における水道工事は、本来、特定商取引法の「訪問販売」に該当し、クーリング・オフ(法九条)が可能なはずである。しかしながら、事業者は、訪問販売の方法により工事請負契約を締結した消費者に対し、特定商取引法二六条一項一号の「その住居において売買契約若しくは役務提供契約の申込みをし又は売買契約若しくは役務提供契約を締結することを請求した者」という、いわゆる規定されているクーリング・オフの適用がないなどと主張し、消費者からの返金請求を拒んでいる。この点については、適格消費者団体ひょうご消費者ネットが差し止め訴訟を提起しており、同訴訟において、消費者側の主張が認められる形での和解勧告がなされており、来訪請求(特定商取引法二六条一項一号)には該当せず、クーリング・オフが可能であることを前提とした和解が成立している。

また、一連の水道工事の請負契約書には、クーリング・オフの記載はあるものの、工事の内容、商品の種類・型式の特定について「〇〇一式」とい

った記載であったり、クーリング・オフに関する説明等が不適切であったりするもので、およそ特定商取引法が要求している法定書面(特定商取引法四条、五条)には該当しない。この点についても、同訴訟において、消費者側の主張が認められる形での和解勧告がなされ、書面に不備があることを前提とした和解が成立している。したがって、一連の水道工事被害については、クーリング・オフの期間が経過していたとしても、書類不備を理由として、クーリング・オフの主張が可能である。

3 弁護士団の結成

昨年末頃、一連の水道工事をめぐり、法外な料

金を請求されるトラブルが兵庫県内で相次いでいることを受け、兵庫県弁護士会の消費者問題委員会に属する弁護士有志により、神戸、阪神、姫路と地域別に「悪質水道工事被害対策弁護士団」が結成された。

現在、県内の相談に対応しており、今後は、集団提訴も視野に入れつつ、事業者に対して返金や損害賠償を求め、被害救済を行っていく予定である。全国でも同様の被害者弁護士団が結成されており、協力していきながら、悪質水道工事被害の救済を行いたいと考えている。

なお、兵庫県の地域別の弁護士事務局は、下記のとおりである。

【神戸地区】弁護士 北村拓也

事務所 ずらん法律事務所

電話 〇七八―三八二―〇七二四

【阪神地区】弁護士 吉田哲也

事務所 弁護士法人青空 尼崎あおぞら法律事務所

務所

電話 〇六一六四九三―六六二一

(なお、弁護士法人青空三田支所 三田あおぞら法律事務所所属)

【姫路地区】弁護士 平田元秀

事務所 ひめじ市民法律事務所

電話 〇七九―二八二―〇四三〇

〈大阪・兵庫県・京都支部〉

三支部合同例会の報告

京都 岡田 康平

一 はじめに

二〇二二年二月一八日、京都弁護士会館地下ホールにおいて、大阪支部、兵庫県支部及び京都支

部の三支部合同例会(以下「本例会」という)を開催した。テーマは、「Workers' rights work safely

委員会に学ぶ〜労働問題に立ち向かう知識の伝え方・広め方〜」。Workers' rights work safely 委

員会(以下「本委員会」という)は、一人の高校生が発案し、二〇二〇年一月に発足された、労働者が気軽に携帯できる労働問題のパンフレットの作成と普及を目的とする委員会であり、高校生、法科大学院生、社労士、弁護士等で構成されている。

本例会では、本委員会のメンバーである兵庫県支部の相原健吾会員、法科大学院生の宇野秀歌さん、本委員会の発足のきっかけとなった発案者である高校生の堂裏唯七さんに登壇いただき、本委員会の活動内容等について報告いただいた。

なお、本例会は、新型コロナウイルス感染症の

拡大防止の観点から、ZOOMを利用したオンラインでの参加を認め、京都支部以外の会員には、基本的にオンラインで参加いただくことにした。

二 本例会の内容

(1) 本委員会の結成までの経緯

まず、冒頭で本委員会の活動内容等の概要に関する説明動画を再生した後、相原会員がコーディネーター役となり、宇野さんと堂裏さんに質問していく座談会形式で講演が進められた。

発案者の堂裏さんは、英語のディベートに取り組む中で労働問題に関心をもち、日本にも様々な労働問題があることを知ったが、それに気付かずアルバイトをしている同級生がいたことなどから、労働問題を抱えて働く方々に関する知識を普及し、解決の糸口にしてもらえるようなパンフレットの作成を発案された。堂裏さんは、働く中で自分の身に起こっていること、どこに問題があるのかにさえ気付いていない方が少なくないことが問題であると感じたため、作成するパンフレットは、いつでも誰にでも手に取って読んでもらえるような、携帯しやすく分かりやすいものにする必要があることを力説いただいた。その後、兵庫県支部の今西雄介会員の講演を受講する機会があり、今西会員を通じて堂裏さんの発案に賛同するメンバーが集まり、本委員会が結成されたとのこ



本例会の会場の様子

とである。

法科大学院生の宇野さんは、高校時代に過労死問題に関するドキュメンタリーを作成したことをきっかけに過労死問題に強く関心を

持つようになり、同問題に取り組む弁護士を目指して法科大学院での勉強に取り組んでいると述べられた。また、相原会員は、大学時代に過労死問題の授業を受けた際、遺族の生の声を聞いて法律家になる者としての使命感を感じ、過労死二〇番など、過労死に関する弁護活動に精力的に取り組んでおり、若者の労働問題にも関心を抱いている。

このように、本委員会は、労働問題に強い関心と使命感をもったメンバーで結成され、労働問題に関する知識の普及と問題解決の相談窓口に繋げるためのパンフレットの作成という共通の目的の下、活動が開始された。

(2) 本委員会結成後の活動内容等

本委員会が結成された二〇二〇年一月以降、毎月一〜二回会議を重ね、パンフレットの原案が作成された(新型コロナウイルス感染症の流行後の会議はオンラインで実施された)。相原会員や堂裏さんからは、実際のパンフレットを示しながら、①携帯しやすいよう、ページ数を少なくし、内容をコンパクトにまとめる(「働く前」、「働いているとき」、「仕事をやめるとき」の三分冊にする)、②手に取った人に読んでもらいやすくするため、説明文を平易にするだけでなく、ポップなイラストを載せるといった、パンフレットを作成する上で重視した点について解説いただいた。



本委員会が作成した3分冊のパンフレット

また、パンフレットの作成のための資金集めを、クラウドファンディングを利用して行ったことについてもご報告いただいた。パンフレットが完成しておらず、見本を見せられない段階で資金を集めることは容易ではなく、運営会社に支払う報酬が高額であるなど、クラウドファンディングの利用は一長一短であるとのことであった。

完成したパンフレットは、高校や大学等の教育機関や労働組合等の団体などに配布されており、今後は、残った資金や追加の資金を利用してパンフレットを増刷することが予定されている。

(3) 質疑応答及びパンフレットの販売等

相原会員、堂裏さん及び宇野さんには、報告終了後、参加者からの活発な質疑にも丁寧に応答いただいた。参加者としては、パンフレットの作成経緯のみならず、講演者の方々の労働問題に対する思いや今後の展望にも関心があるようであった。

質疑応答終了後、本例会の会場にて、パンフレットが一冊五〇〇円で販売された。リモート参加の方には、パンフレットの購入申込みの連絡先（双花法律事務所（〇七八―三三四―二二八七））についてアナウンスされた。

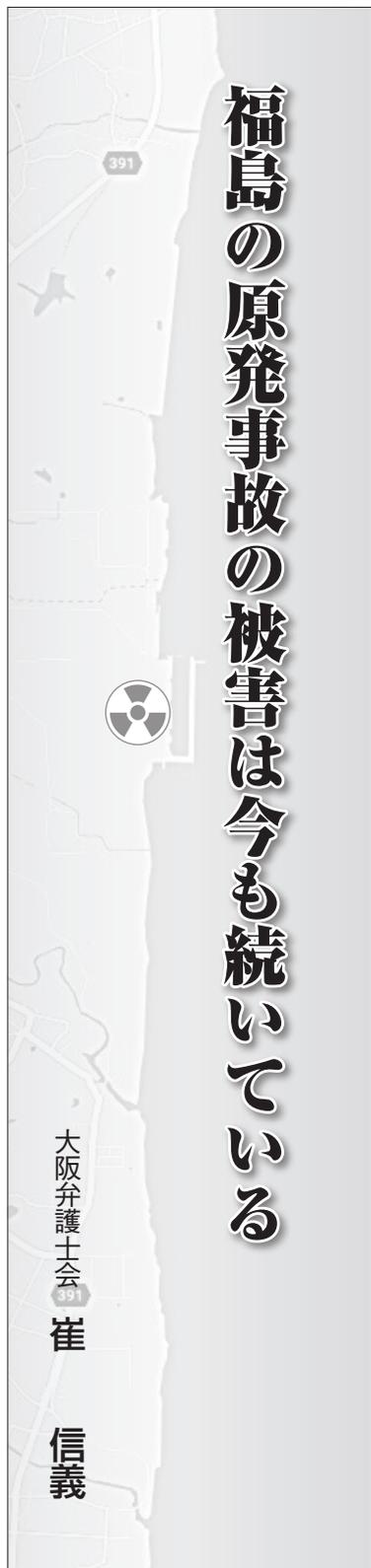
三 おわりに

本例会には、リモート参加を含む合計二二名の方にご参加いただき、充実した例会となった。講演者の方々からの報告を聴き、労働問題に関する

知識を「伝える」こと及びその「伝え方」を工夫することの重要性を感じるとともに、これからの社会を担う方々の労働問題に関する熱い想いを目の当たりにし、改めて初心に立ち返る契機となった。

今後、本委員会の活動を応援し、パンフレットの普及にも協力させていただくとともに、支部の連携を図り、各支部の活性化に繋がる活動を続けたいと思う。

福島原発事故の被害は今も続いている



二

〇二二年三月二日福島地方裁判所で、「子ども脱被ばく裁判」の判決がありました。「子ども脱被ばく裁判」とは、二〇二一年三月二日の東京電力福島第一原子力発電所の事故から四年が経過しても、子どもたちの脱被ばく政策を行わな

いと福島県の責任を問うべく、避難者を含む約二〇〇人の福島の子が、二〇二四（平成二六）年から福島地方裁判所に提訴した一連の裁判を言います。原告（延べ人数）は、子ども人権裁判が三名、親子裁判が一六六名です（二〇二五年一月一

四日現在）。この裁判は、「子ども人権裁判」と「親子裁判」の二つを併合し同時進行で進められてきました。「子ども人権裁判」とは、福島市や川俣町、郡山市、田村市、いわき市などに対して「子どもたち



【Our planetTV】(<http://www.ourplanet-tv.org/?q=node/2549>) から引用

に被ばくの心配のない環境で教育を受ける権利が保障されている事の確認を求める訴訟」を言い、「親子裁判」とは「原発事故後、子どもたちに被ばくを避ける措置を怠り、無用な被ばくをさせた国と福島県の責任を問う国家賠償請求訴訟」を言います。

提訴から六年半もの長期審理を終えて下された判決は、弁護団の主張をすべて否定するものでした。内容の詳細は判決文と弁護団共同代表井戸謙一弁護士の評価(「子ども脱被ばく裁判のブログ」で検索して下さい)を見てもらうとして、弁護団として最初から関わってきた一人として、その概要を説明します。

判

決は、ICRP(国際放射線防護委員会)

等の国際機関の見解に従ってさえいけば問題ないという考え方に貫かれており、これらの組織が、原子力推進組織であるという問題意識は全く見えません。緊急時被ばく状況の参考レベルを年二ミリシーベルト〜一〇〇ミリシーベルトなどと定めたICRP二〇〇七年勧告は日本の法律には取り入れられていないのに(福島の事故当時は、二〇〇七年勧告を日本の法律に取り込むために審議会で審議中であった)、まるで「法律」であるかのごとく取り扱い、原子力法制下で一般公衆の被ばく限度とされている「年一ミリシーベルト」は、生涯(七〇年間)晒されるとICRPによっても一〇万人中三五〇人ががん死するレベルであり、年二〇ミリシーベルトであれば、なんと二〇万人中七〇〇〇人ががん死するレベルであるにもかかわらず、判決は年二〇ミリシーベルトの被ばく限度を採用することについて何ら理由を示さないまま

正当化しています。

セシウム含有不溶性放射性微粒子(CsMP)について、「現状では科学的に未解明な部分が多く、現時点で従前から想定していた内部被ばくのリスクを超えるリスクの存在を否定できるものではない」と述べ、「今後も、その健康影響のリスクを十分に解明する必要がある」ことを判決は認めましたが、「放射性微粒子が有意な割合で存在するのか、土壌に沈着した放射性微粒子が有意な割合で大気中に再浮遊するのか、科学的に解明されているとはいえない」とか、「有意に存在するのか、有意な割合で再浮遊するのか科学的に解明されない」等の理由を挙げ、微粒子の割合や再浮遊することについては原告側から提出した論文を無視し、ICRP勧告はセシウムが不溶性粒子として体内に入るとは想定していないにもかかわらず、「現段階において、ICRPの勧告に依拠した放射線防護措置を講じることが直ちに不合理ではない」と断じました。

福島県県民健康調査について、過剰診断論は採用していませんが、発生している小児甲状腺がんが被ばく由来であるとの考え方を退けました。報告対象外の手術例が何例あるか分からないのに、不合理というしかありません。

また低線量被ばくについて、ICRPにおいてさえも、LNTモデルを採用し、いくら低線量で

あっても、その線量に応じた健康リスクがあることを認めています。一般公衆の被ばく限度年一ミリシーベルトすら安全値ではなく、がまん値ではないありません。少しでも被ばくを避けようとする営みは、正しい営みとして積極的に評価されなければならぬにもかかわらず、判決には全くこのような問題意識は存在しません。

この国では、福島原発事故以後、最悪の毒物のひとつである放射性物質に対する規制がなし崩し的に大幅に緩められ、その動きは現在も続いています。低線量被ばくや内部被ばくのリスクは〇〇ミリシーベルト神話のもとで無視され、「被ばくは可能な限り少なくするべきだ」という、おそらく福島原発事故前は誰もが否定しなかった被ばく

問題の大原則すら捨て去られています。事故後、日本は全く別の国に変貌してしまったかのようです。この国のありように異議の申し立てを続けていくため、原告らは控訴することになりました。弁護団としても、子どもたちや将来の世代に対する責任として、小さい声であっても、この国のありように異議申し立てを続けていく覚悟です。

何のための二〇二二年・六ヶ所再処理工場稼働か

——今立ち止まり、核燃料サイクル政策の見直しを

東京 加部 歩人

昨年(二〇二〇年)七月、日本原燃六ヶ所再処理工場(青森県上北郡六ヶ所村)が、稼働の前提になる安全審査に「合格」し、稼働に向けて大きく歩みを進めた。来年二〇二二年の稼働を目指しているという。

筆者も所属する新外交イニシアティブ(ND)・日米原子力エネルギープロジェクトでは、二〇一九年末に青森現地視察を行ったことを皮切りに、

六ヶ所再処理工場や核燃料サイクル政策に関するシンポジウム開催等の活動を精力的に行っている。本稿ではごく簡単にではあるが、六ヶ所工場稼働の意味を問いたい。

■再処理工場の本来の目的は既に破綻している

元々、日本のプルトニウム利用計画の本命は

「高速増殖炉サイクル」であった。原発から排出される使用済核燃料を再処理してプルトニウムを分離・抽出する。このプルトニウムを、「高速増殖炉」という、燃やした燃料を上回る量の新しい燃料を生み出すことのできる原子炉で再利用する。そうすることで、発電しながら燃料を増やせるし、しかも核廃棄物処理の問題も解決できる。高速増殖炉サイクルは、こうした夢のような構想

である。その確立のため、日本政府は、使用済核燃料の全量を再処理する方針を掲げ、プルトニウムを取り出してきた。そのようにしてこれまで日本が蓄積したプルトニウムの量は、海外保管分を含め四五トン余り、核弾頭約六〇〇〇発分にも上る。

ところが、一九九五年二月に起きた高速増殖炉「もんじゅ」（福井県敦賀市）のナトリウム漏れ事故等によって高速増殖炉開発の見直しは立たなくなり、高速増殖炉サイクル計画はあえなく破綻した。

再処理を行う本来の目的は、既に達成不能なのである。

■ 現在は無理やりプルトニウムの用途を作っている状況

日本は、燃料として使う以上のプルトニウムを保有しないことを国際社会に約束している。そのため、使い途がないのに、再処理を続けてプルトニウムを分離・抽出し続けるわけにはいかない。そして前記のとおり、日本では使用済核燃料は全量が再処理されなければならないから、再処理ができないことは、いずれ原発を運転できなくなることを意味する。

そこで、高速増殖炉に代わるプルトニウムの用途として、「プルスーマル」が、プルトニウム利用

計画の軸に据えられるようになった。プルスーマルとは、プルトニウムにウランを混ぜて作る燃料を、高速増殖炉ではない通常の原子炉で用いて発電する発電方法のことである。

しかしそのプルスーマル計画ですら難航している。もともと電気事業者連合会は、二〇一〇年までに一六〜一八基の原発でプルスーマルを実施する目標を掲げていたが、現実はこちらに遠く及んでいない。現在国内でプルスーマル可能な原発は九基あり、震災後再稼働実績があるのが四基、直近二〇一九年の実績では九州電力玄海原発三号機（佐賀県東松浦郡玄海町）で約〇・二トンのプルトニウムを消費しただけに留まっている。昨年二月、電気事業者連合会は前記目標を、「二〇三〇年度までに二基」と事実上下修正した。

このように、日本はプルトニウムの消費に苦慮している状況にある。このことからだけでも、最大年間八トンものプルトニウムを分離・抽出する六ヶ所再処理工場の稼働が必要なのがわかるのではないだろうか（プルスーマル自体の不合理性は紙幅の関係で割愛する）。

■ コスト面でも破綻

さらに目を覆いたくなるのが、六ヶ所再処理工場の不経済性である。

六ヶ所再処理工場は一九九三年の着工から既に

三〇年近くが経過しているが、この間、さまざまトラブルに見舞われ、完工時期は二五回も延期されてきた。建設費は当初の約七六〇〇億円から約三兆円へと四倍近く増大している。このコストは、電気料金を通じて、最終的に電力消費者が負担している。

しかも、それだけの費用をかけて工場を建設し再処理を行ったとしても、費用の回収可能性は乏しい。現時点で見積もられている再処理事業費（二三・九兆円）を回収することは、仮に六ヶ所再処理工場が順調に操業開始し、事故なく操業期間を終えるという、極めて良心的な前提で試算したとしても不可能とすら指摘されている。トラブルで運転年数や稼働率が減少すればそれだけ赤字が膨らむことになるが、生じた不足分をどう補填するのかは不明（おそらく検討されていない）という。

国策として推進されたがためなのか、事業として立ち行かないことが分かっていたとしても立ち止まらず、将来世代にツケを回す無責任がまかり通っている状況である。

■ いったい何のため？を問うて

— NDEエネプロの活動

以上に加えて、放射線による被ばくの問題、自然災害等に対する施設の脆弱性の問題、廃棄物

処理の問題（再処理は核廃棄物処理をより困難にする）等、六ヶ所再処理工場の抱える問題は枚挙に暇がない。しかも日本政府は、米国をはじめとする国際社会の懸念に応えて、二〇一八年七月に「プルトニウム保有量を減少させる」との方針を打ち出したばかりであり、尚更稼働の意義を見出し難い。一方で、工場建設のメリットは正面から説明可能とは思われない。

—この問題は、原発それ自体の稼働も含め、日本の原子力政策全体を左右する重大問題であるにも関わらず、世間の興味関心はお世辞にも高いとは言えない。

ND・日米原子力エネルギープロジェクトでは、市民やメディア向けのシンポジウムを開催してその様子を動画投稿サイトで公開したり、プルトニウム問題を基礎から短時間で解説するシリーズ動画を公開したりするなどして、世論喚起につとめている。さらに昨年一月には、「六ヶ所再処理工場の本格稼働に対する政策提言」を発表した（いずれも後述のQRコードからご覧いただける）。今年度も日本政府への働きかけ等を含め積極的に活動する予定であるので、青法協会員の皆様におかれても、前記動画を「活用・拡散いただくと共に、温かいご支援を頂くようお願い申し上げます。

▼シンポジウム

「六ヶ所再処理工場の本格稼働がもたらす課題：青森と世界の視点（鈴木達治郎氏講演会）」

<https://www.youtube.com/watch?v=qB5MTtHMNNMY>



▼プルトニウム問題シリーズ動画第一弾

「プルトニウムとは。」

https://www.youtube.com/watch?v=nMmgRG8_9is



▼六ヶ所再処理工場の本格稼働に対する政策提言

<https://www.nd-initiative.org/topics/9020/>



B5版・280ページ
定価2,500円（税込）

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替（手数料はご負担下さい）●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp

原発被害者救済に向けて国の責任を問う 三つの高裁判決の考察

神奈川 中野 直樹

■はじめに

— 結論が分かれた三高裁判決

事故から一〇年。原発被災者が全国で裁判をたたかい続けている。国と東電を被告とする訴訟として、昨年(二〇二〇年)秋から本年二月にかけて三つの高裁判決が出た。

二〇二〇年九月三〇日言渡しの生業訴訟・仙台高裁判決は福島地裁判決に続いて国の責任を認めた。二〇二二年二月二日言渡しの東京高裁七民判決は、国の責任を認めた前橋地裁判決を取り消し国に対する請求を棄却した。二〇二二年二月九日、東京高裁二二民は、国の責任を否定した千葉地裁判決を見直して国に賠償を命じた。

私は生業訴訟弁護団で責任論を担当してきている。この間、三つの弁護団さらに学者を交えた集団検討を重ねてきている。これもふまえて、三つの判決の分かれ目がどこにあるのかについて整理をする。

■ 規制権限不行使の違法性の判断枠組みと判断基準

(1) 判断枠組み

行政庁の規制権限不行使(不作為)が国賠法上違法として被害者に対する損害賠償を命じる最高裁判決第一号は平成一六年四月二七日判決(筑豊

じん肺訴訟)である。先行する宅建業者訴訟、クロキン薬害訴訟最判では違法性が否定された。筑豊じん肺訴訟判決後、水俣病関西訴訟、大阪泉南アスベスト訴訟で、最高裁は国の不作為の違法性を認めて原告を救済した。昨年二月には、建設アスベスト訴訟において、最高裁は国の上告を受けず原告を救済した東京高裁判決を支持した。

最高裁は、結論の肯否にかかわらず「その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使により被害を受けた者との関係において、国賠法一条一項の適用上違法となる。」との判断枠組みを提示する。そこから先は事例判断であり、司法判断基準を一般的には示していない。

これまで最高裁が国の責任を認めた事例はすでに被害が発生している労災・公害事案であり、原因事象と被害との事実的因果関係に関する医学的知見が確立した時期以降に被害の拡大を止めるために、規制行政庁が適時に適切な措置をとらなかったことの違法性が認められた。

本件の原告もこの判断枠組みを活用して国の責任を追及しているが、過去の最判事例とは異なり、巨大津波という自然現象に端を発する原発

の過酷事故による未曾有の被害発生的事案(事故型)である。先例がないこと、国策としての原発推進の下でほとんどの国民が「安全神話」をすり込まれてきたこと、そして事故直後に東電や政府等から「想定外」と意図的に喧伝されていたことが、裁判官の心理に与える影響は軽視できない。

(2) 判断基準において

違法性の判断枠組みの考慮要素として一般的に言われていることは、規制権限を付与した法令の趣旨・目的の下で、被害法益の重大性、予見可能性、結果回避可能性であり、その総合考慮である(宇賀克也『行政法概説Ⅱ 行政救済法』第二版)。この総合考慮において、国は「原子力工学」等の用語を強調して行政庁の広範な裁量を主張する。

私は、広範な裁量論と対峙するためには、裁判所が総合考慮する視座(物差し)を定めることが重要であり、原告は、被害法益の憲法上の位置づけと、規制法令が行政庁に規制権限を付与した趣旨を探究し、繰り返し、徹底的に主張すべきだと考えてきた。

本件では、規制により保護される法益は住民の生命・健康・生存の基盤となる重要な財産であり(憲法二三条保障)、規制の対象は経済活動の自由であり、後者を優先して前者を犠牲にすることは絶対にあつてはならない。そして、原子力発電所の規制法令の趣旨・目的は、原子力基本法、炉規

法、電気事業法、技術基準省令を通覧すれば、原子炉による深刻な災害を万が一にも起こさないように最新の科学技術の水準に適合するように安全確保することである(伊方原発訴訟最判も判示)。原告は、裁判所に対し、ここを視座として定め、予見可能性及び結果回避可能性のいずれの判断においても、厳格な判断をする姿勢に立つことを説得しなければならぬ。

仙台高裁と千葉・高裁は、原子力基本法から省令までを一体として判示し、「万が一にも」(仙台高裁)、「万全を期する」(千葉・高裁)と厳格な判断姿勢を明らかにしている。これに対し、群馬・高裁は、原子力基本法までさかのぼって法令の趣旨、目的を探究することはしていないし、原子炉による災害の深刻さへの言及がない。そこには司法として憲法・法令の趣旨からあるべき規範をたてる姿勢はなく、経済活動の自由、原発稼働の利益を優先した東電、国の現状行動への追認しか感じられない。

■省令四条一項に関する行政庁の判断への態度において

三つの高裁とも、違法性判断の対象を、省令四条一項「想定される津波によって原子炉施設の安全性を損なうおそれがない」の適用判断とする点では一致する。国の責任を否定した千葉地裁判決

でも肯定した前橋地裁判決でも、省令「改正」一般として判断しているという誤りがあった。この点は克服された。

しかし、電気事業法が経産大臣にその権限を付与した趣旨に関する判示には違いがある。

仙台高裁は「専門技術的裁量を認めたもの」と判示しつつ、その裁量は原子力工学はもとより、多方面にわたる知見に基づいた総合的判断が求められるものではない、と国の主張を排斥する。千葉・高裁は「その判断は、権限主体である経済産業大臣のその時点での科学的、専門技術的知見の下における専門的な判断による」と判示し、「裁量」という言葉は使用していない。これに対し、群馬・高裁は「地震学や津波工学等の原子炉施設の安全に関わる科学的、専門技術的知見に基づく将来予測を含む総合判断が必要とされる」ので経産大臣に「科学的、専門技術的な裁量が認められている」と判示し、行政庁の広い裁量を認める態度が顕わである。

■司法審査の方式において

国は、伊方原発訴訟最判がとった判断過程審査方式が本件でも妥当すると主張する。これは原子炉施設の設置段階における規制法令の建て付けを前提として設置許可処分取消訴訟(事前規制)において行政庁の極めて広範な裁量を認める司法

審査方式であり、事後救済である本件でとるべき方式ではない。

仙台高裁は、法令上行政庁の判断対象と判断過程が全く異なること等を理由に国の主張を排斥した。千葉・高裁は国の主張を採用しないことを明示している。これに対し、群馬・高裁は、国の主張を排斥する判断を示しておらず、経産大臣の科学的、専門技術的裁量を強調している判示からみると、国の主張する判断過程方式をとっているように考えられる。

■ 予見可能性において

二〇〇二年二月に民間団体の土木学会が「津波評価技術」を発表し、同年七月に国の機関である地震本部が「長期評価」を発表した。津波予想のためには、波源・想定津波地震の設定と津波推計計算が必要である。「津波評価技術」は推計の技術開発を主目的に研究された成果であり、波源の設定の方は科学的研究がなされず、歴史記録書に残る四〇〇年間の既往最大を前提にしている。これに対し、「長期評価」は記録に残る既往最大にとらわれず、日本海溝沿いを領域に分けてどこでも起こり得る津波地震の発生確率を推定した。

国と東電は波源の設定についても「津波評価技術」を事実上の基準として、「長期評価」を考慮した安全対策をとらなかった。これが本件事故を招

いた原因である。そこで、「長期評価」の信頼性が最大の争点となっている。

法律論とすると、省令四条一項の「想定される津波」の判断において経産大臣が「長期評価」を考慮しなかったことに合理性があるか、が判断対象となる。国は当初、「想定される津波」について学問上異論のない通説であることを求めていたが、生業控訴審において、「審議会等の検証に耐え得る程度の客観的かつ合理的根拠によって裏付けられた知見」との主張に変更した。

仙台高裁と千葉・高裁は、津波地震に関する科学的知見の形成過程を注意深く丁寧に検討したうえで、波源の設定と想定津波地震に関する科学的知見の信頼性評価の対象を、その形成過程や学会等の専門家の評価等から「客観的かつ合理的な根拠」があるかどうかとした。その上で、仙台高裁は「長期評価」を「相当程度に客観的かつ合理的基準であった」と認め、「津波評価技術」については策定主体である土木学会の性格からみて規制基準とするに相応しくないと判断した。千葉・高裁は、「津波評価技術」を排斥しないで「長期評価」は「津波評価技術」と少なくとも同等程度の科学的信頼性を有していたと判断した。

これに対し、群馬・高裁は、国も撤回した（学問上の）通説であることを求め、しかも「長期評価」の科学的知見としての内容自体の当否に踏み

込んで学問的な異論があったので考慮しなくてもよいと判断した。二〇〇二年当時保安院（旧原子力安全・保安院）はまともな検討をしていないのに、裁判所が保安院に成り代わって「専門的判断」をするような判断手法である。

■ 結果回避可能性において

仙台高裁と千葉・高裁は、原告が主張する建屋・重要機器室の水密化の技術的可能性があったことを認めた上で、国と東電が的確な反証をしないうことも考慮し、「長期評価」に基づき推計される津波対策をとっていれば本件津波からも電源喪失は防ぐことが可能であったと推認する判断をした。これに対し群馬・高裁は、二〇〇二年当時保安院が対策について何も検討していない経過であるのに、ここでも保安院に成り代わって水密化対策では本件津波から電源設備を防護することができなかつたと「専門的判断」をした。

三・高裁判決とも最高裁にあまり統一した判断がなされることとなった。国賠法の解釈は被害救済を軸としなければならない。三つの弁護士団はこれまでに増して力を合わせて最高裁闘争をたたかうことを確認している。

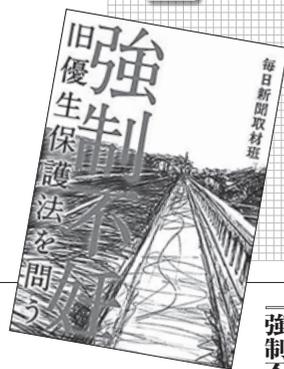
シリーズ
憲法を知るための

12作品

毎日新聞取材班著

『強制不妊 旧優生保護法を問う』

東京 浅野ひとみ



『強制不妊 旧優生保護法を問う』

二〇一九年三月三〇日発売

著者：毎日新聞取材班

出版社：毎日新聞出版

定価：一六〇〇円＋税

四六判 三〇四頁

一 はじめに

現在、全国各地で、旧優生保護法に基づき強制不妊手術を受けた方々が、強制不妊手術は重大な人権侵害であり憲法違反だとして、国家賠償請求訴訟を提起している。

旧優生保護法に基づく不妊手術は、一九四八年から一九九六年まで実施された。手術件数は、当時の厚生省の統計によれば、「強制」と「同意」を含めて少なくとも二万四九九一人にのぼる。手術の対象者は、知的障がい者や精神障がい者、その疑いがあると判断された人々である。

本書は、取材班が取材活動するに至った経緯、強制不妊手術を受けた方々の声、手術記録を含む旧優生保護法関連文書の廃棄、旧優生保護法を

疑わなかった社会の構造、裁判の提訴などについて関係者への取材を基にまとめられた。

高裁判決が待たれる今、本書を通してこの問題を考えてみたい。

二 奪われた産む権利

本書の中で、北三郎さん(仮名)は、次のように語る。

北さんは、生後八か月で母を亡くし、四歳の頃に父が再婚した。その後、鮮魚店を営む父と幼弟の世話で忙しい継母との間で家に居場所がなくなつたように感じたこと、北さんは父が自分の進学を許してくれないと考えていたことから、親に反抗するようになり、教護院(現在の児童自立支援施設)に入所させられた。

ある朝、職員から突然「病院に行く」と告げられた北さんは、「悪いところなんかないよ」と言つたが、職員は「診てもらわない」と北さんを急かしながら、診療所に連れて行つた。北さんが医師や職員らに対し、「ここ産婦人科じゃないですか。俺、関係ないんじゃないの?」と聞いても、彼らは「悪いところがあるから来たんだ」と述べ、何ら説明しないまま、北さんの着衣を脱がせ、手術台上に寝かせた。

北さんは、手術後二週間ほど激痛が続き、用を足すにも這って行かなければならない状態になつたが、職員と話せる機会は与えられなかった。約一か月経つた後、男性の先輩から、北さんは子どもができないようにする手術を受けさせられたのだと聞いた。

中学卒業後、上京した北さんは、二八歳で結婚

した。しかし、妻に対して不妊手術の事実を打ち明けることはできずにいた。妻の親戚宅に行くたびに「子どもはまだか」「孫を早く抱かせろ」と言われ、妻が他の子どもをあやす姿を見ると胸が締め付けられる思いを抱いていた。その妻も、余命わずかとなり、北さんは四〇年間打ち明けられなかった事実を伝えた。北さんは責められる覚悟をしていたが、妻は何か言いかけた後、黙って頷き、「こはんだけはしっかり食べてね」と笑みを浮かべて言った。そして数日後、息を引き取った。

三 旧優生保護法制定の経緯

終戦直後の日本国内は、一方で「健全な青年」の減少状態であり、他方で国内全体の「人口過剰」であったことから、「人口の質が劣化する逆淘汰を防ぐ」という考えが正当化されようとしていた。そのような中、優生保護法案が提出され、一旦審議未了で廃案になったが、再提案を経た上で可決された。その後、自治体担当者は憲法二三条の「個人の尊重」と「公共の福祉」のどちらを優先すべきか疑問を抱いていたが、「憲法の精神に背くものではない」と回答した厚生省通知に後押しされ、手術は実行された。

まさに、不妊手術は、終戦直後の社会混乱の中で、憲法二三条の「公共の福祉」を理由に正当化さ

れたといえる。「公共の福祉」と「個人の尊重」のどちらに重心を置くか、時代によって大きく変わることにについて改めて考えさせられる。

同時に、現在私たちが旧優生保護法に対して違憲であると述べるのと同様に、未来の世代が現在の法制度や常識のおかしさに気づき、批判することも考えられる。その際、未来の世代は事実を解明するために、様々な資料を探すことになる。本稿では、紙幅の関係で割愛したが、手術記録を含む多くの旧優生保護法関連の文書が廃棄されている。未来の世代のためにも、公文書など資料の保存期間について、慎重に判断する必要があると改めて実感する。

四 解決に向けて

最後に、本書から、とある母親の話を紹介する。

この母親は、「もしできるのであれば、娘に不妊手術を受けさせたい」と考えている。母親の娘は中度の知的障害と自閉症を抱えており、精神年齢は七歳前後である。声をかけられるとうれしくなり、見境なく相手をしてしまう。娘が母親に見てきたスマートフォンには、「おごるからいつでもいいよ」「俺の友人と会ってみる?」とLINEを通じた男性とのやりとりが映っていたそうだ。また、駅前で見知らぬ男性から連絡先が書かれた

手紙を受け取ったり、旅館のパンフレットを渡されて誘われたこともあった。母親は、二〇年ほど前に離婚し、仕事を三つ掛け持ちしながら、一人で娘を育ててきた。娘は平日の昼間は障害者向け就労支援事業所で働くが、夕方や休日は一人になることが多い。母親は帰宅して娘が家にいなければ、疲れ果てた体にむちを打って、最寄り駅の周辺やゲームセンターを探して回る。そして、仕事終わりのサラリーマンが次々と帰路を急ぐ中、バスロータリーの椅子に座ってスマートフォンをいじる娘を見つけ、ほっとすることもあったそうだ。この母親は娘に対する日々の不安から解放されたいがために、不妊手術を受けさせたいと考えるに至ったのである。母親は、「娘にも人権があることはわかってる。でも、子どもができたなら、誰が最後まで面倒をみますか。人権、人権と、きれいごとでは済まされません」と語る。

実のところ、旧優生保護法下でも、障がいのある娘の将来を心配した母親が、医師に対し、娘が妊娠した場合に子どもを育てられないという理由で、不妊手術をしてほしいと懇願したケースもあったという。旧優生保護法の時代も、現代も、障がい者と家族が置かれた状況は大して変わっていない。障がい者や家族を支える福祉サービスが充実しなければ、本問題は根本的な解決に至らないだろう。



「家事分担のススメ」

無事、人権研究交流集會も終わりました（三月二日の帰りの機内で書いています）。事務局長の田上普二さんを始め、福岡青法協の皆さんには大変にお世話になりました。ありがとうございました。本場に田上さんは、妻かつたんですよ。

さて、予告どおり、男性弁護士も家事分担をしようね、という話をします。始めにお断りしておきます。以後、家事に関する話をしますけど、すべて「当たり前前にそうすべき」という話です。自慢しているのではありません。

私は五二期、妻は五三期の弁護士です。二歳の娘、一七歳と二五歳の息子がおります。九七年に法律婚をして、九九年にペーパー離婚をして、以後、出産の度に法律婚と離婚

を二回ずつ繰り返し、その後は事実婚を続けています。昔風に言うとおバツ三です。離婚の話は別の機会に。

週六日のうち、週三日は早番として早く帰るといふ生活を二〇〇〇年以降、今でも続けています。早番だと、一七時過ぎに事務所を出て、買い物をして、子どもを保育園に迎えに行き、夕食を作って、食べさせて、風呂をわかつて子どもを入れて、寝かせて、翌朝、朝食を作り、子どもを起こして食べさせて、支度をして保育園に送る、というのがワンセット。遅番は、帰宅は何時でも良くて、食洗機で洗いの物をし、洗濯をして干す、という役割分担です。掃除はルンバ君任せ。

（ほぼ）完全分担当制というのは、当時は珍しかったような気がします。ある男性弁護士から、「上野くん、分担は四割か、できれば三割にしておきなさい。集団事務所の男性が半分分担すると過労死するよ」と真剣に忠告されました。そんなこと、とても言い出せませんでしたが、どうやら過労死していませんし、半分半分で良かったと思っています。

私の上の世代には、「保育園への送りは私の仕事で、〇年間、やり遂げたよ」と話す方がいましたが、家事分担に限って言えば、そ

んなのチヨロいですよね。一七時過ぎの、期日が終わり「これから起案」という時間に、「上野先生、お電話です」の事務局の声に「帰ったと言っ！」と言い捨てながら、走って保育園に行く、あの感じ。締め切りの起案の内容を考えながら、泣く子にミルクを飲ませたり、ひっくり返された味噌汁を拭いたり、寝る子に絵本を読んでやったり。そして、親の仕事が切羽詰まってくると、子どもは熱を出すもので……。溜まった仕事は、遅番の日をやっつけて、それでも終わらないときはどうしましょう。子どもを寝かしつけてから、むっくり起き上がり、車で事務所に行つてやりました。車で行くのは、終電を気にせず朝まででも仕事ができるようになるためです。

時々妻が今週は忙しいとかで早番を週四日やると、「今週は多いな……」とイライラします。仕事が進まないと思ったら、お迎えと夕食当番を毎日やるだつて？ 考えられません。何と世の女性はやっているらしい。「何言っているの？ 私なんて毎日よ？」との声が聞こえてきそうです。ムリムリ。どうしたつて、不満が溜まりますよ。客観的な負担として、重すぎるのです。慰められて、ある

いは感謝されて埋まるものではないのでは？
その上、「俺の方が稼いでいるんだ」なんて言
われたらね。ブチ切れますよ。

「こんなの毎日なんてやってられないよ」と
思ったら、それを押しつけて良いのですか？
という問題に自然に答えが出ます。そんなわ

けで、家事分担をススメます。(続く)

【青法協弁学合同部会議長 上野 格】



新潟支部

新潟支部の会員の取り組み

新潟 加賀谷達郎

青法協新潟支部は、長らく、例会など支部活動ができていない状況です。

もともと、支部会員の弁護士は、福島第一原発事故・損害賠償請求訴訟、新潟水俣病・損害賠償請求訴訟、年金減額・損害賠償請求訴訟等といった各大型事件において弁護団の主力メンバーとして活躍しています。

まず、原発訴訟は、昨年一〇月に結審し、今年中に判決が言い渡される見通しです。原告が多数でその多くが区域外避難者であるのが新潟訴訟の特徴ですが、彼ら彼女らが避難生活で受けた精神的損害に対する裁判所の評価・判断が注目されます。

次に、新潟水俣病訴訟は、現在も主張立証が

続いています。原告の高齢化が著しく、判決を待たずに他界する方も少なからずいらっしゃいます。今後の訴訟活動の中心は、証人尋問等の立証に推移していきますが、早期の勝利判決に向けて弁護団・原告団が熱心に活動しています。

また、年金訴訟ですが、基本的な主張立証は一段落しました(原発訴訟と同様に、原告数が多数であるのが新潟訴訟の特徴です)。今後、専門家証人、原告本人の尋問を行う予定です。

従来からの課題である支部会員のマンパワー不足・業務多忙にコロナ禍が加わり支部活動の休眠が続く新潟支部ですが、事務局長としては、各事件で勝利解決を得ることこそ最良の「支部活動」であると善解しています。

弁護士になりたいあなたへⅢ

青年法律家協会弁護士学者合同部会 編

「人権の砦」として法廷でたたかう

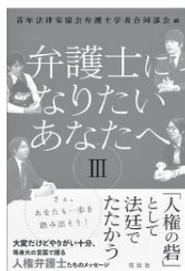
大変だけどやりがい十分、
等身大の言葉で語る人権弁護士たちのメッセージ

主な目次

【この本に登場する弁護士】

菊間龍一(67期)、早田由布子(63期)、水谷陽子(68期)、田村有規奈(69期)、
喜久山大貴(69期)、西川研一(60期)、橋本祐樹(64期)、倉重都(71期)、
深井剛志(64期)、藤塚雄大(68期)

座談会「青法協ってこんなところ」 久保木太一×辻田航×菊地智史



定価:1320円 送料別
四六版並製 272頁

※注文は事務局まで

今後の日程

【第52回定時総会】

6月26日(土)～27日(日) 岡山

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】 5月12日(水)10時半～

【広報委員会】 5月25日(火)18時～

会員のみなさまへ 青法協メーリングリストへの登録を呼びかけます

青法協メーリングリストは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp) まで、アドレスをお送り下さい。

【お知らせ】

改憲問題対策法律家6団体連絡会が「政府・自民党の『敵基地攻撃論』に関する意見書」(4/5)、デジタル監視法案に反対する法律家ネットワークが、「デジタル監視法案(デジタル改革関連6法案)に強く反対する法律家・法律家団体の緊急声明」(3/17)、「デジタル監視法案の衆議院本会議採決に強く抗議するとともに、参議院での慎重審議と抜本的修正を求める法律家・法律家団体の緊急声明」(4/6)を発表しました。

詳細は、ホームページをご参照ください。

第17回人権研究交流集会が、3月20日・21日に福岡で開催されました。開催にあたりまして多くの皆様のご協力、ご支援をいただき、お礼申し上げます。集会の詳細につきましては、現在準備を進めている報告集でお知らせいたします。

編集後記

▼最近、立て続けに、画期的な判決が出ています。大飯原発の設置許可を取り消す判決、同性婚できないのは違憲という判決、生活保護基準切り下げ処分を取り消す判決、東海第二原発の再稼働を認めない判決。原発避難訴訟でも国の責任を認める判決が出てきている。▼政府の政策の是非を問う裁判で、多くの場合、裁判所は政策を追認し、あたかも政府の盤石な組織の一部として機能してきた。裁判官が良心と法に従って裁判をするだけで、どれだけ風通しのいい明るい社会を感じられるのか、今、少し実感している。民主主義国家における裁判所の役割は、当然のことだが、あまりに大きい。▼そしてこれら血の通った裁判を裁判所にさせているのは原告と弁護士団の勇気と努力である。今後、この流れは続くのか、個々の裁判所の気まぐれにすぎないのか分らないが、腐敗し劣化した政治が続く中で、歯止めをかける裁判に取り組むこと、そのプラットフォームとしての青法協がますます重要になってくると思う。

(弘川欣絵)